

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度涌谷町一般会計決算における社会保障施策経費への充当については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 126,103 千円

(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,118,457 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

項目	科目			財源内訳						
	款	項	目	平成29年度 決算	特定財源				一般財源	
					国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障 財源化分の 市町村交付)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	359,223	23,090	59,097	0	1,174	21,394	254,468
			国民年金事務費	449	449	0	0	0	0	
			老人福祉費	542,212	1,451	41,559	0	16,899	32,292	450,011
			障害者福祉費	369,693	147,384	94,198	0	0	22,018	106,093
	児童福祉費	児童福祉総務費	429,953	200,752	69,556	0	20,741	25,606	113,298	
		母子・父子福祉費	3,305	0	1,532	0	240	197	1,336	
		児童館費	68,845	16,465	16,465	4,500	96	4,100	27,219	
		児童福祉施設費	475	0	0	0	0	28	447	
		保育所費	141,133	0	0	0	24,411	8,405	108,317	
	災害救助費	災害救助費	616	0	0	0	0	0	616	
小計①				1,915,904	389,591	282,407	4,500	63,561	114,040	1,061,805
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
小計②				0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	117,688	560	903	900	1,436	7,009	106,880
			予防費	35,414	0	0	0	0	2,109	33,305
			環境衛生費	17,846	3,790	0	0	1,485	1,063	11,508
			疾病予防対策事業費	31,605	20	520	0	9,945	1,882	19,238
小計③				202,553	4,370	1,423	900	12,866	12,063	170,931
合計①+②+③				2,118,457	393,961	283,830	5,400	76,427	126,103	1,232,736

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれる